



# 広島県報

定期  
第 68 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理局文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要……………(環境対策室)……………一
- 過疎地域自立促進特別措置法の規定による基幹道路整備事業の工事の完了……………(道路整備室)……………四
- 道路の区域変更……………(道路河川管理室)……………五
- 道路の供用開始……………( )……………五
- 特定非営利活動法人の認証申請……………(文化・県民協働室)……………五
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………( )……………五
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………(技術企画室)……………六
- 公安委員会告示……………( )……………六
- 遊技機の型式の検定の告示…………………………六
- 監査委員公表…………………………七
- 八月例月出納検査の結果…………………………七

## 告示

広島県告示第八百二十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

示す。

平成十八年九月十一日

一 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名

東京都港区港南一丁目六番四二号  
三菱レイヨン株式会社  
取締役社長 鎌原 正直

工場又は事業場の所在地及び名称

大竹市御幸町二〇番一号  
三菱レイヨン株式会社 大竹事業所

二 申請の内容

十九 八 紡績業又は繊維製品製造業若しくは加工業の用に供する原料浸漬施設を二基設置する。二十一 イ 化学繊維製造業の用に供する湿式紡糸施設四基設置し、三十八基使用の方法を変更する。二十一 ハ 化学繊維製造業の用に供する原料回収施設一基を設置し、八基の使用の方法を変更する。二十一 ロ 化学繊維製造業の用に供するリントラ 又は未精製繊維の薬液処理施設を一基廃止する。

1 特定施設の種類、能力及び使用の方法（その一）

種 能 種 類	力 類	等 期				使用時間開始予定年月日	使用時間完了予定年月日	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	使用の方法				
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	着工後二ヶ月	完成後直ちに				項目	項目	項目	項目	
一九八八原料浸漬施設 二基 (スラリー調整タンク 一、二)	一基当たり、一日二トン処理	許可後直ちに	許可後直ちに	着工後二ヶ月	完成後直ちに	二四時間連続使用 (なし)	七・〇〇七・五	一四五	一四五	七・〇〇七・五	通	常	最
		二基合わせて一七	二基合わせて一九	三	一〇						一	三五〇	大

項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能	種 類	使用の方法						種 能	種 類	
						排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度(単位・水素指数)	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	燐含有量			項目
通	二四時間連続使用(なし)	完成後直ちに	着工後六ヶ月	許可後直ちに	二一八モノマー回収施設(重合工場一系)							二一八モノマー回収施設(重合工場一系)	二一八モノマー回収施設(重合工場一系)	
常														
最														
大														

項目	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能	種 類	使用の方法						種 能	種 類
						排出される汚水等の汚染状態	水素イオン濃度(単位・水素指数)	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	燐含有量		
既設				変更前	二一八モノマー回収施設(重合工場一系)							二一八モノマー回収施設(重合工場一系)	二一八モノマー回収施設(重合工場一系)
				変更後	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

使用の方法	項目			工期等	種	種	変更	
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量					使用開始予定年月日
一、四四〇 一、五四四 一、三七五 一、四七九	三 五 二 四	二〇〇 二五〇 一九八 二四八	一〇四 一三九 一〇二 一三六	既設			二八 原料回収施設 モノマー回収施設(重合工場二系)	変更前
				変更前				
				変更中				
				変更後				

(その七)

使用の方法	項目			工期等	種	種	変更	
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量					使用開始予定年月日
三 六 一 三	三 六 一 三	二〇〇 二五〇 一九八 二四八	一〇四 一三九 一〇二 一三六	既設			二八 原料回収施設 モノマー回収施設(重合工場二系)	変更前
				変更前				
				変更中				
				変更後				

(その六)

使用の方法	項目			工期等	種	種	変更	
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量					使用開始予定年月日
二 六 一 三	三 五 二 四	二〇〇 二五〇 一九八 二四八	一〇四 一三九 一〇二 一三六	既設			二八 原料回収施設 モノマー回収施設(重合工場二系)	変更前
				変更前				
				変更中				
				変更後				

(その九)

使用の方法	項目			工期等	種	種	変更	
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量					使用開始予定年月日
二、六九〇 三、〇六〇 二、二七五 二、五六九	三 五 二 三	一五四 二〇四 一五九 二〇九	五八 七八 六四 八五	既設			二八 原料回収施設 モノマー回収施設(重合工場四系)	変更前
				変更前				
				変更中				
				変更後				

(その八)

使用の方法	項目			工期等	種	種	変更	
	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	窒素含有量	化学的酸素要求量					使用開始予定年月日
一、六八〇 一、八三五 一、四八五 一、六二二	三 五 二 四	一八六 二三六 一九〇 二四〇	九〇 一一〇 九五 一二六	既設			二八 原料回収施設 モノマー回収施設(重合工場二系)	変更前
				変更前				
				変更中				
				変更後				

使用の方法	項目	化学的酸素要求量	窒素含有量	燐含有量	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	工期等			種	類
						使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
三、三六〇	三	四三	一四三	一九三	三、七六〇	既設			二八 原料回収施設(重)	変更前
						最大	六六	四一		変更後
						通常	四一	四一		変更後
						最大	六四	六四		変更後

使用の方法	項目	化学的酸素要求量	窒素含有量	燐含有量	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	工期等			種	類
						使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
三、三六〇	三	五〇	一四三	一九三	三、七六〇	既設			二八 原料回収施設(重)	変更前
						最大	七四	四八		変更後
						通常	四八	四八		変更後
						最大	七一	七一		変更後

(その一)

(その一〇)

- 1 縦覧期間  
平成十八年九月十一日から  
平成十八年十月二日まで
  - 2 縦覧場所  
広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び大竹市環境整備課
  - 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所  
変更なし  
排水の汚染状態  
変更なし
- 広島県告示第八百二十一号  
過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第十四条第一項の規定によって、北広島町及び安芸太田町の町道改築工事を次のとおり完了した。

使用の方法	項目	化学的酸素要求量	窒素含有量	燐含有量	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	工期等			種	類
						使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
三	六	一	三	三	三、三六〇	既設			二八 原料回収施設(重)	変更前
						最大	六	一		変更後
						通常	一	一		変更後
						最大	三	三		変更後

(その二)

使用の方法	項目	化学的酸素要求量	窒素含有量	燐含有量	排出される汚水等の一日当たりの量(単位・立方メートル)	工期等			種	類
						使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
三	六	一	三	三	三、三六〇	既設			二八 原料回収施設(重)	変更前
						最大	六	一		変更後
						通常	一	一		変更後
						最大	三	三		変更後

(その二一)

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
町道細見畑ヶ谷線	山県郡北広島町細見字新宅一〇二番一地先から山県郡北広島町細見字ウヲノホリ三六六番二七地先まで	改築	平成一八年八月三日
町道細見畑ヶ谷線	山県郡北広島町細見字ウヲノホリ三六六番四四地先から山県郡北広島町小原字松皮谷山六三番地先まで	改築	平成一八年八月三日
町道畑ヶ谷線	山県郡安芸太田町大字平見谷字畑ヶ谷一五五番一地先から山県郡安芸太田町大字平見谷字瀬戸五四番三七地先まで	改築	平成一八年八月三日

広島県告示第八百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤田 雄山

道路の種類 県道  
路線名 吉田邑南線  
道路の区域

区間	新旧別		敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
	新	旧			
安芸高田市吉田町吉田字左内六八三番一地先から安芸高田市吉田町吉田字上迫五三九番一地先まで	四一・二〇〇 四三・五〇〇	一一・八〇〇 一二・〇〇〇	三九八・五〇	三九八・五〇	拡張

広島県告示第八百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十八年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

局において、平成十八年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤田 雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道吉田邑南線	安芸高田市吉田町吉田字左内六八三番一地先から安芸高田市吉田町吉田字上迫五三九番一地先まで	平成一八年九月一日

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤田 雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人農業戦隊コソトレンジャイ	石橋林太郎	広島県広島市安佐南区西原九丁目六番二七号	この法人は、農業（主に稲作）に関心のある全ての人のために、農業（主に稲作）を機軸に日本の文化伝統および現況、食の安全性、国土の保全について再考し実践する機会を与えることを通じ、すべての人が幸せで心豊かに生活できる社会の構築に寄与する。	平成一八年八月二十九日

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤田 雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人高齢社	三原 豊	広島県神石郡神石高原町油	この法人は、高齢者をはじめてとする住民に対して	・特定非営利活動に係	平成一八年八月二十八日

会を生きる会	木甲三〇四五番地	介護支援事業等を行い、地域福祉の発展、住みやすい町づくりの増進に寄与することを目的とする。	事業の変更 役員の変更 数の変更 顧問の設置 条数の変更
--------	----------	---	--

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定によって、平成十八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十八年九月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十八年十一月十日(金) 午前十時から十二時まで

二 試験の場所

広島市中区基町十番五十二号

県庁税務庁舎3階 三〇九会議室

三 試験の方法と内容

試験は筆記によるものとし、次に掲げる事項について行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

四 受験資格

特になし

五 受験手続

1 受験願書用紙の請求先

広島県土木部総務管理局技術企画室又は各広島県地域事務所建設局(支局)

なお、郵送等で請求する場合は、八十円の郵便切手をはった、あて先明記の返信用定型封筒を同封すること。

2 受験願書の受付期間

平成十八年十月二日(月)から平成十八年十月二十日(金)まで(受付時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。)

郵送等の場合は、平成十八年十月二十日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

3 受験願書の提出先

受験者の所在地を管轄する広島県地域事務所建設局(支局)。ただし、他県に居住す

る者は広島県土木部総務管理局技術企画室

4 添付書類

(一) 受験願書

(二) 受験票・整理票

(三) 写真(手札型とし、受験願書提出前六か月以内に撮影した正面・無帽、上半身像のもので、その裏面に氏名・年齢を記載したもの)

5 受験手数料

受験願書の定められた欄に、八千円に相当する額の広島県収入証紙をはって納付すること。

広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された手数料は、返還しない。

六 受験時の携行品

受験票と筆記用具

七 合格者の発表

平成十八年十一月下旬に広島県報に登載するとともに、広島県庁正面掲示板に掲示して行うほか、合格者には文書で知らせる。

八 その他

この試験についての問い合わせは、広島県土木部総務管理局技術企画室(電話一〇八二五一一・三八五三)又は各広島県地域事務所建設局(支局)にすること。

**公安委員会告示**

広島県公安委員会告示第73号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めると、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年9月11日

広島県公安委員会  
委員長 高 須 同 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0707	告示の日(平成18年9月11日)から3年間	ぱちんこ遊技機	C R 暴れん坊將軍 2 N	株式会社藤商事 松元 邦夫 代表取締役 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号)	左 同
6P0736	同上	同上	C R 暴れん坊將軍 2 G	同上	左 同
6P0744	同上	同上	C R 暴れん坊將軍 2 F	同上	左 同
6S0667	同上	回胴式遊技機	Jack 5	株式会社イーエスエー 耕一 代表取締役 東京都台東区東上野一丁目19番6号)	左 同
6S0438	同上	同上	元組ハネ大口	株式会社イーエスエー 政治 代表取締役 厚木市中町二丁目7番10号)	左 同
6P0747	同上	ぱちんこ遊技機	C R 湘南爆走疾77	株式会社大一商会 高明 代表取締役 名古屋市南区鳴付町一丁目22番地)	左 同
6P0596	同上	同上	C R スターレットクエムTX	タケノコ株式会社 佐藤英理子 代表取締役 愛知県名古屋西区見幸町125番地)	左 同
6P0580	同上	同上	C R スターレットクエムTX	同上	左 同
6P0624	同上	同上	C R スターレットクエムTX	同上	左 同
6P0632	同上	同上	C R スターレットクエムTX	同上	左 同
6P0688	同上	同上	C R スターレットクエムTX	同上	左 同

6P0715	同上	同上	C R FerraribHW R	株式会社サンセイアールアンドイー 梅村 義孝 代表取締役 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目11番13号)	左 同
6P0754	同上	同上	C R FerrarifeHW	同上	左 同
6P0696	同上	同上	C R FerrarigHW R	同上	左 同
6P0768	同上	同上	C R FerrariphW	同上	左 同
6P0750	同上	同上	パルタン星人?G 2	株式会社イーエスエー 孝俊 代表取締役 武本 孝俊 (東京都台東区東上野一丁目12番9号)	左 同
6P0664	同上	同上	C R パチンココンTLN	同上	左 同
6S0518	同上	回胴式遊技機	ロッキー・パルボアR	株式会社ピエティ 久治 久治 代表取締役 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号)	左 同
6S0607	同上	同上	ロッキー・パルボアG	同上	左 同

**監査委員公表**

平成十八年八月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。  
平成十八年九月十一日

広島県監査委員 坪 川 禮 巳  
同 田 辺 直 史

同 同

近 高

光 橋

義

章 則

---



## 8月例月出納検査の結果

平成18年8月25日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年7月31日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

(単位：円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 ( 累 計 )
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,005,292,155,650	36,803,633,129	42,039,172,777	289,946,655,813	197,060,210,958	92,886,444,855
特 別 会 計	258,736,784,000	10,107,896,318	2,163,424,893	31,765,069,160	7,423,587,530	24,341,481,630
合 計	1,264,028,939,650	46,911,529,447	44,202,597,670	321,711,724,973	204,483,798,488	117,227,926,485

## (2) 歳入歳出外現金

(単位：円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
6,240,381,246	1,297,366,822	3,843,890,959	3,693,857,109

## (3) 基金

(単位：円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
158,015,237,968	0	0	158,015,237,968

## 2 公営企業会計

平成18年7月31日現在における平成18年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位：円)

区 分	前 月 からの 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	326,866,117	1,793,415,061	1,670,899,665	10,309,411,633	10,001,342,220	449,381,513
工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,167,692,133	246,898,177	140,218,753	895,923,625	1,037,164,829	3,274,371,557
土 地 造 成 事 業 会 計	3,359,555,772	608,818,581	335,899,826	2,266,475,412	3,088,003,182	3,632,474,527
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	8,078,423,059	1,324,875,272	861,922,451	6,992,005,559	5,752,451,521	8,541,375,880
公 営 企 業 部 計	14,605,670,964	2,180,592,030	1,338,041,030	10,154,404,596	9,877,619,532	15,448,221,964
合 計	14,932,537,081	3,974,007,091	3,008,940,695	20,463,816,229	19,878,961,752	15,897,603,477